

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.3.10

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

国外不在者申告提出書類：国外不在者申告書、旅券写本

- ◎ 国外不在者申告は大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙が実施される時ごとにその選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで国外不在者申告書と旅券写本を公館に提出しなければなりません。

国外不在者申告をしようとする人は、大統領選挙または任期満了に伴う国会議員選挙が実施される時ごとにその選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで『国外不在者申告書』に①姓名②住民登録番号(住民登録がされていない人は国内居所申告番号)③住所④居所(ローマ字大文字で記載)を記載した後、大韓民国旅券写本を添付して、公館に提出しなければなりません(郵便提出可能)。『国外不在者申告書』書式は国外不在者申告期間中、中央選挙管理委員会インターネットホームページでダウンロードすることができます。

※国外不在者申告期間に国内に留まったり居住する選挙権者中“国外不在者申告”をしようとする人は『国外不在者申告書』を管轄区・市・郡の長に提出すれば良い。(郵便提出可能)

国外不在者申告期間

- ▶ 第 19 代国会議員選挙：2011. 11. 13. ～ 2012. 2. 11.
- ▶ 第 18 代大統領選挙：2012. 7. 22. ～ 2012. 10. 20.

選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています